

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 4 条の 2 《勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税》関係 (居住の用に供している家屋) <u>4 の 2－44 措置法令第 2 条の 25 の 2 第 1 号《所得税の徴収が行われない災害等の事由による金銭の払出し》に規定する「居住の用に供している家屋」とは、財形住宅貯蓄申告書を提出した勤労者が災害があった時において現にその居住の用に供している家屋をいうのであるが、当該勤労者が勤務、療養その他のやむを得ない事情により生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合において、その親族が災害があった時において現にその居住の用に供している家屋であって、当該やむを得ない事情が解消した後は当該勤労者がその親族と共にその家屋に居住することとなるものであったと認められるときは、その家屋は「居住の用に供している家屋」に該当するものとする。</u> (医療費の範囲等) <u>4 の 2－45 措置法令第 2 条の 25 の 2 第 2 号に規定する医療費は、所得税法第 73 条第 1 項《医療費控除》に規定する医療費であることから、その金額の判定に当たっては、所得税基本通達 73－2 から 73－9 までの取扱いを準用することに留意する。</u> 第 4 条の 3 《勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税》関係 (財形住宅貯蓄非課税制度に係る取扱いの準用) 4 の 3－2 措置法第 4 条の 3 の規定の適用に当たっては、次の表に掲げる項目については、それぞれ次の表の「準用する項」に掲げる措置法第 4 条の 2 関係の取扱いに準ずる。	第 4 条の 2 《勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税》関係 (新 設) (新 設) 第 4 条の 3 《勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税》関係 (財形住宅貯蓄非課税制度に係る取扱いの準用) 4 の 3－2 措置法第 4 条の 3 の規定の適用に当たっては、次の表に掲げる項目については、それぞれ次の表の「準用する項」に掲げる措置法第 4 条の 2 関係の取扱いに準ずる。

改 正 後		改 正 前													
<table><tr><th>項 目</th><th>準用する項</th></tr><tr><td>(39) 居住の用に供している家屋</td><td>4 の 2 - 44</td></tr><tr><td>(40) 医療費の範囲等</td><td>4 の 2 - 45</td></tr></table>		項 目	準用する項	(39) 居住の用に供している家屋	4 の 2 - 44	(40) 医療費の範囲等	4 の 2 - 45	<table><tr><th>項 目</th><th>準用する項</th></tr><tr><td>(新 設)</td><td>(新 設)</td></tr><tr><td>(新 設)</td><td>(新 設)</td></tr></table>		項 目	準用する項	(新 設)	(新 設)	(新 設)	(新 設)
項 目	準用する項														
(39) 居住の用に供している家屋	4 の 2 - 44														
(40) 医療費の範囲等	4 の 2 - 45														
項 目	準用する項														
(新 設)	(新 設)														
(新 設)	(新 設)														
4 の 3 - 5 削除		<u>(災害、疾病その他の事情により支払われる解約返戻金等)</u> 4 の 3 - 5 措置法令第 2 条の 28 第 1 項に規定する「災害、疾病その他これらに類するやむを得ない事情が生じたこと」により、生命保険契約等が解約された場合に支払われる同項に規定する解約返戻金とは、次に掲げる支出その他これに類する支出に充てるためにやむなく生命保険契約等の解約をせざるを得ないと認められる場合の当該解約により支払われる当該解約返戻金をいうことに留意する。 (1) 財形年金貯蓄申告書を提出した個人（当該個人と生計を一にする配偶者その他の親族を含む。以下この項において同じ。）の疾病（傷害を含む。）により、その治療のために、又は治療を要する間休養するために要する支出（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。） (2) 財形年金貯蓄申告書を提出した個人の有する生活に通常必要な資産について災害が生じたことにより、その原状回復のために要する支出（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。） (生命保険契約等に係る返戻金等の所得区分) 4 の 3 - 6 財形年金貯蓄契約である生命保険契約等が解約された場合（4 の 3 - 4 の支払請求が行われた場合を含む。）に支払われる返戻金等（措置法令第 2 条の 28 第 1 項に規定する災害等の事由が生じたことにより、生命保険契約等が解約された場合に支払われるものを除く。）は、一時所得に該当することに留意する。 附則 <u>(経過的取扱い)</u> <u>この法令解釈通達による改正後の各項の取扱いは、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。</u>													